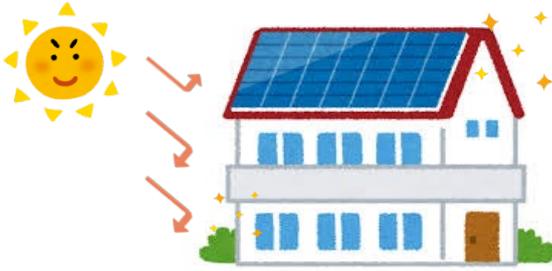


熱損失防止改修（省エネ改修）工事等を行った方へ



固定資産税・都市計画税が
減額されます。
窓の改修工事が必須となる
ことにご注意ください。

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に一定の熱損失防止改修（省エネ改修）工事等（以下「省エネ改修工事」といいます。）が行われた住宅について、工事の完了した翌年度の固定資産税額及び都市計画税額を3分の1減額します。

都市計画税の減額は、環境負荷が少ない住宅への改修を促進させるため、横浜市が独自に設けている制度となります。

1. 減額の要件

以下の①～⑦の要件を全て満たす必要があります。

- ① 平成26年4月1日以前から所在する住宅*¹であること
- ② 改修工事後の家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下*²であること
- ③ 居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること
- ④ 次のア又はイに該当すること
 - ア A及びBの工事費*³が、合計60万円を超えていること
 - イ A及びBの工事費*³が、合計50万円を超えており、かつ、Cの工事費*³と合わせて60万円を超えていること

分類	対象となる工事* ⁴	工事の詳細
A	窓の断熱改修工事 【必須工事】	I ガラスの交換
		II 内窓の新設又は交換
		III サッシ及びガラスの交換
B	床等の断熱改修工事 壁の断熱改修工事 天井等の断熱改修工事	外気に接する床等の断熱改修
		外気に接する壁の断熱改修
		外気に接する天井等の断熱改修
C	高効率空調機の設備設置工事	-
	高効率給湯器の設備設置工事	I 潜熱回収型給湯器
		II ヒートポンプ式電気給湯器
		III 燃料電池コージェネレーションシステム
	太陽熱利用システムの設備設置工事	-
太陽光発電設備の設置工事	-	

- ⑤ ④A及びBの改修部位が、いずれも現行（平成28年）の省エネ基準を満たしていること
- ⑥ 以下のア～エのいずれかの者（機関）により省エネ基準に適合する証明を受けていること
 - ア 登録された事務所に所属する建築士
 - イ 指定確認検査機関
 - ウ 登録住宅性能評価機関
 - エ 住宅瑕疵担保責任保険法人
- ⑦ 改修工事完了後3か月以内に住宅の所在する区の区役所税務課家屋担当まで申告すること

*1 貸家住宅は対象外です。

*2 マンション等の区分所有家屋では、専有部分の床面積が50㎡以上280㎡以下の区画が対象となります。

*3 補助金等を除いた金額です。

*4 マンション等の区分所有家屋では、専有部分の改修工事のみが対象となります。

2. 減額の内容

工事の完了した年の翌年度から制度が適用されます。

減額率	120 m ² 以下の家屋 … 3分の1* ⁵ 減額
	120 m ² を超え、280 m ² 以下の家屋 … 120 m ² 相当分の税額を3分の1* ⁵ 減額

*5 省エネ改修工事を行い、新たに認定長期優良住宅に該当することとなった場合、減額率が3分の1から3分の2に拡充されます。

- ・バリアフリー改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減額制度、東日本大震災に伴う特例措置及び被災代替家屋に係る減額制度以外の減額制度と重複して適用することはできません。
- ・土地に対する固定資産税・都市計画税は減額されません。
- ・この制度による減額は、1戸につき1度しか受けることができません。

3. 減額を受けるための手続き

減額を受けるためには、申告書に以下の①～④のうち、必要な書類を添えて、工事完了後3か月以内に住宅の所在する区の区役所税務課家屋担当まで申告する必要があります。

書類名	概要
①増改築工事等証明書	1. ⑥に記載されている者が発行します。通常は、改修工事を担当した建築士が発行しますので、本証明書の発行については、施工業者にお問い合わせください。
②納税義務者の住民票の写し	市内在住の場合、住民票の提出を省略できる場合があります。
③補助金の内容を確認できる書類	補助金を受けている場合のみ必要となります。
④認定通知書* ⁶	省エネ改修工事により、新たに長期優良住宅に該当することとなった場合のみ必要となります。

*6 認定通知書の発行は「横浜市建築局 建築企画課」で行っております。認定通知書の発行についてご不明な点がございましたら以下の番号までお問い合わせください。

<横浜市建築局 建築企画課 電話：045-671-4525>

本減額制度の詳細や申告書のダウンロードは以下のウェブサイトをご確認ください。

減額制度の詳細はこちら！

[「省エネ改修工事等を行った住宅に係る固定資産税・都市計画税の減額制度」](#)



申告書のダウンロードはこちら！

[「熱損失防止改修住宅等に対して課する固定資産税・都市計画税の減額に関する申告書」](#)



4. お問い合わせ先

減額の内容・手続きに関すること（区役所税務課家屋担当 市外局番：045）

青葉区	978-2254～7	港南区	847-8365～7	戸塚区	866-8368～72
旭区	954-6053～6	港北区	540-2281～5	中区	224-8204～6
泉区	800-2365～7	栄区	894-8365	西区	320-8354～6
磯子区	750-2365～8	瀬谷区	367-5665～6	保土ヶ谷区	334-6254～6
神奈川区	411-7054～6	都筑区	948-2270～3	緑区	930-2274～7
金沢区	788-7754～7	鶴見区	510-1729～32	南区	341-1163～4